

2025年9月3日

各 位

インフラファンド発行者名
カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
代表者名 執行役員 中村 博信
(コード番号 9284)

管理会社名
カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 中村 博信
問合せ先 財務企画部 長久 幹
ファイナンス ディレクター
TEL: 03-6279-0311

(変更) 「ヒューリック株式会社によるカナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 (証券コード9284) 投資口に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」の
一部変更に関するお知らせ

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 (以下「本投資法人」といいます。) は、ヒューリック株式会社 (以下「公開買付者」といいます。) が2025年6月30日付で開示した「カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人投資口 (証券コード:9284) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」 (公開買付者が2025年8月13日付で開示した「(変更) カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人投資口 (証券コード:9284) に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」による変更を含みます。) により公表された公開買付者による本投資法人の投資口 (以下「本投資法人投資口」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) について、公開買付者が本日付で開示した「(変更) カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人投資口 (証券コード:9284) に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」のとおり、公開買付者が本公開買付けに係る買付予定数の下限の撤廃及び買付け等の期間の変更を行うことを決定したことを受け、本日開催の本投資法人役員会において、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けにおける本投資法人投資口1口当たりの買付等の価格 (以下「本公開買付価格」といいます。) の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

これにより、本投資法人が2025年6月30日付で開示いたしました「ヒューリック株式会社によるカナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 (証券コード9284) 投資口に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」 (2025年8月13日付で開示いたしました「(変更) 「ヒューリック株式会社によるカナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 (証券コード9284) 投資口に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」による変更を含みます。) について、一部変更すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(変更前)

<前略>

その後、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更（以下に定義します。）後も、引き続き、下記「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記本投資法人役員会決議は、下記「（7）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 本投資法人における役員全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(変更後)

<前略>

その後、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更（以下に定義します。）後も、引き続き、下記「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記本投資法人役員会決議は、下記「（7）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 本投資法人における役員全員の承認」に記載の方法により決議されております。

その後、本投資法人は、2025年9月3日開催の本投資法人役員会において、買付予定数の下限の撤廃後も、引き続き、下記「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募する

か否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、上記本投資法人役員会決議は、下記「（7）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 本投資法人における役員全員の承認」に記載の方法により決議されております。

（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

（変更前）

<前略>

本公開買付けは、公開買付者による純投資目的での本投資法人投資口の取得を意図するものであるため、公開買付者は、（i）本投資法人の役員、本資産運用会社その他のステークホルダーに対し、公開買付者が議決権の行使により本投資法人の支配権を獲得すること又は重要提案行為等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第27条の26第1項において定義される意味を有します。以下同じです。）若しくは役員の選任を通じて本投資法人の運用に影響を及ぼすことを目的としていないことを明確に示す観点や、（ii）本投資法人を持分法適用関連会社化した場合、その資産及び負債の範囲を投資会社の持分に相当する部分に限定する方法（部分時価評価法）により、投資日における時価により評価でき（企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」26-2）、本公開買付け後も引き続き本投資法人投資口の上場が維持されることを前提として、公開買付者の決算において本公開買付けで取得する本投資法人投資口の時価変動の影響を回避することが可能となる観点から、本公開買付け後の公開買付者の所有割合（注1）は、役員のパ遣や重要な取引関係がない場合に持分法適用関連会社化するために最低限必要となる20.00%を上限及び下限とすることが適切であると判断したとのことです。そこで、公開買付者は、買付予定数の上限及び下限について、公開買付者による本公開買付け後の所有割合が20.00%となる投資口数（85,885口）に設定しているとのことです。

したがって、本公開買付けに応募された投資口（以下「応募投資口」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（85,885口）に満たない場合は、応募投資口の全部の買付け等を行わないとのことです。また、応募投資口の数合計が買付予定数の上限（85,885口）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、投資口の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

<中略>

公開買付者は、2025年8月13日、本公開買付価格を86,710円から89,930円に変更した上で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」）といいます。を2025年9月3日まで延長して延長前の合計30営業日から合計45営業日とすること（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定したとのことです。

<後略>

（変更後）

<前略>

本公開買付けは、公開買付者による純投資目的での本投資法人投資口の取得を意図するものであるため、公開買付者は、(i) 本投資法人の役員、本資産運用会社その他のステークホルダーに対し、公開買付者が議決権の行使により本投資法人の支配権を獲得すること又は重要提案行為等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第27条の26第1項において定義される意味を有します。以下同じです。）若しくは役員を選任を通じて本投資法人の運用に影響を及ぼすことを目的としていないことを明確に示す観点や、(ii) 本投資法人を持分法適用関連会社化した場合、その資産及び負債の範囲を投資会社の持分に相当する部分に限定する方法（部分時価評価法）により、投資日における時価により評価でき（企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」26-2）、本公開買付け後も引き続き本投資法人投資口の上場が維持されることを前提として、公開買付者の決算において本公開買付けで取得する本投資法人投資口の時価変動の影響を回避することが可能となる観点から、本公開買付け後の公開買付者の所有割合（注1）は、役員のパイプラインや重要な取引関係がない場合に持分法適用関連会社化するために最低限必要となる20.00%を上限及び下限とすることが適切であると判断していたとのことです。そこで、公開買付者は、買付予定数の上限及び下限について、公開買付者による本公開買付け後の所有割合が20.00%となる投資口数（85,885口）に設定していたとのことです。

しかしながら、公開買付者は、本投資法人の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、本公開買付けの成立が不確実となることを回避し確実に成立させるため、2025年9月3日、買付予定数の下限を撤廃することを決定し、2025年9月3日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出したとのことです。これに伴い、金融商品取引法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成29年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第22条第2項本文の規定により、公開買付期間は、当該訂正届出書の提出日である2025年9月3日から10営業日を経過した日にあたる2025年9月18日まで延長され現在の合計45営業日から合計55営業日となるとのことです。なお、公開買付者としては、本公開買付けにおける最終的な応募状況が買付予定数の上限である85,885口に満たない場合には、本公開買付けの終了後、本投資法人の持分法適用関連会社化を実現するため、東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の市場価格や出来高の動向を踏まえ、市場内買付け又は市場外でのVWAP取引（出来高加重平均取引）による買付けにより、2026年3月末までを目途に本投資法人を持分法適用関連会社化するために最低限必要となる本投資法人投資口に係る所有割合20.00%の水準まで引き上げることを企図してるとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定していないため、本公開買付けに応募された投資口（以下「応募投資口」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限（85,885口）以下の場合には、応募投資口の全部の買付け等を行うとのことです。応募投資口の数合計が買付予定数の上限（85,885口）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、投資口の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

<中略>

公開買付者は、2025年8月13日、本公開買付け価格を86,710円から89,930円に変更した上で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）を2025年9

月3日まで延長して延長前の合計30営業日から合計45営業日とすること（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定したとのことです。

さらに、公開買付者は、本投資法人の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、本公開買付けの成立が不確実となることを回避し確実に成立させるため、2025年9月3日付で、買付予定数の下限を撤廃することを決定し、2025年9月3日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出したとのことです。これに伴い、金融商品取引法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間は当該訂正届出書の提出日である2025年9月3日から10営業日を経過した日にあたる2025年9月18日まで延長され、現在の合計45営業日から合計55営業日となるとのことです。

<後略>

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(ii) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(変更前)

<前略>

上記の検討結果を踏まえ、公開買付者は、2025年6月30日、本買付条件等変更前の本公開買付価格を86,710円と決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2025年7月1日から本公開買付けを開始しましたが、上記「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025年8月13日、本公開買付価格を86,710円から89,930円に変更した上で、公開買付期間を2025年9月3日まで延長して延長前の合計30営業日から合計45営業日とすることを決定したとのことです。なお、本公開買付価格（89,930円）は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月27日の東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の終値75,400円に対して19.27%、同日までの過去1ヶ月間（2025年5月28日から2025年6月27日まで）の終値の単純平均値78,970円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して13.88%、同過去3ヶ月間（2025年3月28日から2025年6月27日まで）の終値の単純平均値77,176円に対して16.53%、同過去6ヶ月間（2024年12月30日から2025年6月27日まで）の終値の単純平均値75,992円に対して18.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

(変更後)

<前略>

上記の検討結果を踏まえ、公開買付者は、2025年6月30日、本買付条件等変更前の本公開買付価格を86,710円と決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2025年7月1日から本公開買付けを開始しましたが、上記「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025年8月13日、本公開買付価格を86,710円から89,930円に変更した上で、公開買付期間を2025年9月3日まで延長して延長前の合計30営業日から合計45営業日とすることを決定したとのことです。なお、本公開買付価格（89,930円）は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年6月27日の東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の終値75,400円に対して19.27%、同日までの過去1ヶ月間（2025年5月28日から2025年6月27日まで）の終値の単純平均値78,970円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算におい

て同じです。)に対して13.88%、同過去3ヶ月間(2025年3月28日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値77,176円に対して16.53%、同過去6ヶ月間(2024年12月30日から2025年6月27日まで)の終値の単純平均値75,992円に対して18.34%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるということです。

さらに、公開買付者は、本投資法人の投資主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、本公開買付けの成立が不確実となることを回避し確実に成立させるため、2025年9月3日付で、買付予定数の下限を撤廃することを決定し、2025年9月3日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出したとのことです。これに伴い、金融商品取引法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間は当該訂正届出書の提出日である2025年9月3日から10営業日を経過した日にあたる2025年9月18日まで延長され、現在の合計45営業日から合計55営業日となるとのことです。

③ 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(変更前)

<前略>

その後、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議いたしました。

<中略>

もっとも、本買付条件等変更前の本公開買付価格の妥当性に関しては、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを、2025年6月30日開催の本投資法人役員会において併せて決議いたしました。また、本買付条件等変更後も、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、引き続き、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。また、以上の理由から、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

(変更後)

<前略>

その後、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議いたしました。

さらに、本投資法人は、2025年9月3日開催の本投資法人役員会において、買付予定数の下限の撤廃後も、引き続き、上記に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することを決議いたしました。

< 中略 >

もつとも、本買付条件等変更前の本公開買付価格の妥当性に関しては、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを、2025年6月30日開催の本投資法人役員会において併せて決議いたしました。また、本買付条件等変更後も、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、引き続き、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。さらに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、2025年9月3日開催の本投資法人役員会において、引き続き、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。また、以上の理由から、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

(3) 算定に関する事項

(変更前)

本投資法人は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておらず、本公開買付価格の妥当性を検討しておりません。

なお、本公開買付価格の妥当性に関しては、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価

格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを、2025年6月30日開催の本投資法人役員会及び2025年8月13日開催の本投資法人役員会において併せて決議しております。また、以上の理由から、本投資法人は、本公開買付け価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(変更後)

本投資法人は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておらず、本公開買付け価格の妥当性を検討しておりません。

なお、本公開買付け価格の妥当性に関しては、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本投資法人は第三者算定機関に投資口価値の算定を依頼しておらず、本公開買付け価格が本投資法人の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて本投資法人が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねることを、2025年6月30日開催の本投資法人役員会、2025年8月13日開催の本投資法人役員会及び2025年9月3日開催の本投資法人役員会において併せて決議しております。また、以上の理由から、本投資法人は、本公開買付け価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

(変更前)

本投資法人投資口は、本日現在、東京証券取引所インフラファンド市場に上場しておりますが、本公開買付けは純投資の目的で実施されるものであり、本投資法人投資口の上場廃止を企図するものではありません。本公開買付けの成立後における、公開買付者による本投資法人投資口の取得は最大で本基準投資口数（429,423口）の20.00%となる85,885口に留まりますので、東京証券取引所が上場廃止基準として定める、上場投資口数が4,000口未満である場合又は毎年12月末日以前1年間の売買高が20口未満であるといった基準に抵触することなく、本投資法人投資口は、本公開買付けの成立後も上場が維持される見込みです。

(変更後)

本投資法人投資口は、本日現在、東京証券取引所インフラファンド市場に上場しておりますが、本公開買付けは純投資の目的で実施されるものであり、本投資法人投資口の上場廃止を企図するものではありません。また、公開買付者は、本公開買付けの買付予定数の上限である 85,885 口に満たない応募状況になった場合には、本公開買付けの終了後、本投資法人を持分法適用関連会社化するために最低限必要となる本投資法人投資口に係る所有割合 20.00%の水準まで引き上げるため、東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の市場価格や出来高の動向を踏まえ、市場内買付け又は市場外での VWAP 取引（出来高加重平均取引）による買付けにより、本公開買付けを通じて取得した投資口の数と合計して買付予定数の上限である 85,885 口（所有割合：20.00%）となるまで、2026 年 3 月末までを目途に本投資法人投資口を追加取得する方針とのことですが、本公開買付けの成立及び上記の追加取得後における、公開買付者による本投資法人投資口の取得は最大で本基準投資口数（429,423 口）の 20.00%となる 85,885 口に留まりますので、東京証券取引所が上場廃止基準として定める、上場投資口数が 4,000 口未満である場合又は毎年 12 月末日以前 1 年間の売買高が 20 口未満であるといった基準に抵触することなく、本投資法人投資口は、本公開買付けの成立及び上記の追加取得後も上場が維持される見込みです。

(6) 本公開買付け成立後の本投資法人投資口の追加取得の予定の有無

(変更前)

本日時点において、本公開買付けの終了後、公開買付者による本投資法人投資口の能動的な追加取得は想定していないとのことです。ただし、公開買付者、本投資法人及び本資産運用会社は、サポート契約にて、公開買付者による本投資法人投資口の所有割合が 20%以上である場合において、本投資法人が新たに投資口を発行する場合、公開買付者による本投資法人投資口の所有割合が 20%を下回ることがないように、本投資法人及び本資産運用会社は公募増資の事務主幹事証券会社に対し公開買付者を売り先として指定し、取得機会の提供を要請するなどの合理的な措置をとることを合意しています。

(変更後)

公開買付者は、本公開買付けにより、買付予定数の上限である 85,885 口に満たない応募状況になった場合、本公開買付けの終了後、本投資法人を持分法適用関連会社化するために最低限必要となる本投資法人投資口に係る所有割合 20.00%の水準まで引き上げるため、東京証券取引所インフラファンド市場における本投資法人投資口の市場価格や出来高の動向を踏まえ、市場内買付け又は市場外での VWAP 取引（出来高加重平均取引）による買付けにより、本公開買付けを通じて取得した投資口の数と合計して買付予定数の上限である 85,885 口（所有割合：20.00%）となるまで、本投資法人投資口を追加取得する方針とのことです。なお、公開買付者、本投資法人及び本資産運用会社は、サポート契約にて、公開買付者による本投資法人投資口の所有割合が 20%以上である場合において、本投資法人が新たに投資口を発行する場合、公開買付者による本投資法人投資口の所有割合が 20%を下回ることがないように、本投資法人及び本資産運用会社は公募増資の事務主幹事証券会社に対し公開買付者を売り先として指定し、取得機会の提供を要請するなどの合理的な措置をとることを合意しています。

(7) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

② 本投資法人における役員全員の承認

(変更前)

<前略>

また、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。上記の役員会決議は、本投資法人の執行役員1名及び監督役員3名の全員が出席の上、出席した役員全員の一致により決議されております。

(変更後)

<前略>

また、本投資法人は、2025年8月13日開催の本投資法人役員会において、本買付条件等変更後も、引き続き、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。上記の役員会決議は、本投資法人の執行役員1名及び監督役員3名の全員が出席の上、出席した役員全員の一致により決議されております。

さらに、本投資法人は、2025年9月3日開催の本投資法人役員会において、買付予定数の下限の撤廃後も、引き続き、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 本投資法人が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて本投資法人投資口の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も本投資法人投資口の上場が維持される予定であるため、本投資法人の投資主の皆様としては、本公開買付け成立後も本投資法人投資口を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本投資法人は、本公開買付価格の妥当性については

意見を留保し、本投資法人の投資主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、本投資法人の投資主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。上記の役員会決議は、本投資法人の執行役員1名及び監督役員3名の全員が出席の上、出席した役員全員の一致により決議されております。

③ 本投資法人の投資主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

(変更前)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い45営業日としているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して比較的長期に設定することにより、本投資法人の投資主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、本投資法人投資口について公開買付者以外の者にも買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

(変更後)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い55営業日としているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間と比較して比較的長期に設定することにより、本投資法人の投資主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、本投資法人投資口について公開買付者以外の者にも買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

以上

※本投資法人のホームページアドレス：<https://www.canadiansolarinfra.com>